

平成26年7月29日
株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ上場監理担当

下記のとおり、公表措置を行うことにしましたので、お知らせします。

記

1. 会社名 株式会社三栄建築設計 (コード: 3228、市場第一部)
2. 公表日 平成26年7月29日(火)
3. 理由 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第53条第1項第2号(企業行動規範の遵守すべき事項に違反したと当取引所が認める場合において、公表の必要が認められるため)該当のため

(注) 株式会社三栄建築設計(以下「同社」という。)は、同社の代表取締役社長(以下「同社社長」という。)が他人名義で同社株式を実質的に保有していた件について、平成26年5月14日に社内調査の結果を開示し、同月21日に、平成19年8月期から平成25年8月期までの有価証券報告書等の訂正報告書を提出しており、この件により同社及び同社社長は同年7月2日付けで金融庁より課徴金納付命令を受けています。

この訂正によって、同社社長が、平成18年9月の同社株式の当取引所への上場直後から、複数の知人に自らの資金を提供して同社株式の買付けを断続的に依頼するなどして、同社株式を他人名義で保有しており、長期間にわたり事実とは異なる開示が行われていたことが判明しました。

そして、同社株式の本則市場への市場変更(平成23年8月4日)及び市場第一部銘柄への指定(平成24年8月6日)に係る審査において、同社は、当取引所へ提出する申請書類がすべて真実である旨の宣誓書を提出していたにもかかわらず、申請書類では、同社社長が実質保有する他人名義の株式を含まない虚偽の記載がされていました。その結果、同社における市場第一部銘柄への指定に係る審査基準上の流通株式比率が過大に算出されたことから、同社は実態としては当該基準を充足していないにもかかわらず、その承認を得ていた事実が明らかとなりました。

これらは、同社の内部統制の責任者である同社社長の行為に起因するもので、同社において長期間不適切な開示が行われ、また、宣誓書において宣誓した事項に違反することとなったことは、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第41条で規定する市場規制全般の趣旨に反する行為であり、公表を要するものと認められることから、公表措置を行うことにしました。

以上